

# Numazu Fresh News

発信日: 2013/ 7/2

発信者: 沼津河川国道事務所

## 河川愛護モニター委嘱式

河川愛護モニター制度は、流域の都市化に伴い、河川と地域住民との関係が以前より緊密化し、河川への関心が高まってきたことから、沿川住民から河川に関する情報収集や意見聴取をし、河川の監視体制の強化、河川愛護思想の普及・啓発を目的とし、昭和50年に制度化されました。

委嘱期間は7月1日からの1年間で、狩野川では毎年4名に委嘱しています。



事務所長から「1年間、宜しくお願いいたします。」



1名ずつ委嘱状を授与



みんなで記念撮影♪



委嘱式のあとは、打合せも行いました。

平成25年7月分からはモニターさんからの報告を事務所HPに掲載します。  
報告の方法についてモニターさんに相談すると、4名とも  
「データで加工する方が早いですし、見る方も見やすいですね！」

記事の詳細については(河)副所長(TEL:055-934-2001)にお問い合わせ下さい。